

新たな難病医療費助成制度における指定医について

難病の患者に対する医療等に関する法律が平成27年1月1日から施行され、対象疾患が現行の約60疾患から約300疾患に大幅に拡充されるとともに、対象となる患者数も全国で約150万人に増加すると見込まれています。

新制度では都道府県知事による医師の指定を行い、平成27年1月1日からは、難病法に基づく指定を受けた医師（以下「指定医」といいます。）のみが指定難病患者の医療費助成に係る支給認定申請に必要な臨床調査個人票（診断書）を作成できることとなります。

今後、指定難病患者の診断を行う可能性がある方は、このお知らせの記載内容をご確認のうえ、申請くださるようお願いいたします。

※ 現行の医療費助成制度で受給者として認定されている者（既認定者）の取扱い
経過措置として、既認定者が年内（平成26年12月31日まで）に新制度の支給認定申請を行う場合は、指定医以外が作成した臨床調査個人票（診断書）の提出も認めています。

難病法の指定医とは

指定医には、「難病指定医」と「協力難病指定医」の2種類がありますが、当面、「難病指定医」の指定を優先します。

- 難病指定医は、新規・更新の支給認定申請に必要な臨床調査個人票を作成することができます。
- 協力難病指定医は、更新の支給認定申請に必要な臨床調査個人票のみ作成することができます。指定の有効期間は5年間です。更新手続についてはおってお知らせします。

【難病指定医の申請に必要な要件】

平成27年1月1日時点で診断又は治療に5年以上従事した経験（臨床研修期間含む。）を有する医師のうち、次の①又は②のいずれかに該当する方が対象になります。

- ① 専門医の資格を有する者（裏面参照）
- ② 平成29年3月31日までに知事が行う研修^(※1)を受講する旨を申し出た者^(※2)

※1 研修内容を厚生労働省で精査中のため、現時点で開催日程等は未定です。

※2 法施行時の経過措置として、5年以上診断・治療経験があり指定難病の診断等に従事したことがある者については、平成29年3月31日までに研修を受けることを条件に難病指定医となることとされる予定です。

【②に該当する方への注意事項】

平成29年3月31日までに研修を受講しなかった場合は、平成29年3月31日をもって、難病指定医の指定の効力はなくなります。

指定医の申請について

難病指定医の指定を受けようとする方は、主として勤務する医療機関が所在する都道府県の知事宛に郵送により申請を行ってください。

【申請する場合の必要書類】

必要事項を記載のうえ、次の①～③を提出してください。

- ① 難病指定医等指定申請書兼履歴書 ※このお知らせに同封しています。
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医資格を証明する書類の写し（専門医資格がある方のみ）

【申請書類の郵送先（提出先）】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課がん・生活習慣病対策室

電話番号 0857-26-7194

Q & A

- Q. 指定医の申請はどここの都道府県で行ってもよいのか。
A. 主として勤務する医療機関が所在する都道府県の知事宛に申請してください。
- Q. 例えば、居住地はA県で、勤務地がB県の場合、申請はどちらにすべきか。
A. 勤務地のB県の知事宛に申請してください。
- Q. A県知事の指定を受けた医師が、A県以外の病院にも勤務し、A県以外の病院で診断書（臨床調査個人票）を作成して患者に交付することはできるか。
A. 指定を受けたA県以外でも、臨床調査個人票（診断書）の作成や交付は可能です。
- Q. 指定医の指定を受けた場合、すべての指定難病の診断が可能なのか。それとも診断可能な指定難病は限定されるのか。
A. 指定医は、すべての指定難病についての診断は可能ですが、できる限りそれぞれの医師の専門分野の範囲で診断するようお願いいたします。
- Q. 知事が行う研修はどうすれば受講できるのか。
A. 現時点で開催日程等は未定ですが、今後、勤務先の医療機関への通知や鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課のホームページ等（裏面参照）でお知らせします。

【専門医学会及び専門医名称】

I. 基本領域専門医学会及び専門医名称		II. Subspecialty 領域専門医学会及び専門医名称	
日本内科学会	総合内科専門医	日本消化器病学会	消化器病専門医
日本小児科学会	小児科専門医	日本循環器学会	循環器専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本精神神経学会	精神科専門医	日本血液学会	血液専門医
日本外科学会	外科専門医	日本内分分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医	日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	日本腎臓学会	腎臓専門医
日本眼科学会	眼科専門医	日本肝臓学会	肝臓専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	日本感染症学会	感染症専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	日本老年医学会	老年病専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医	日本神経学会	神経内科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医	日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本病理学会	病理専門医	日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	日本呼吸器外科学会	
日本救急医学会	救急科専門医	日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医	日本心臓血管外科学会	
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	日本血管外科学会	
		日本小児外科学会	小児外科専門医
		日本リウマチ学会	リウマチ専門医
		日本小児循環器学会	小児循環器専門医
		日本小児神経学会	小児神経科専門医
		日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
		日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）医専門医 周産期（母体・胎児）医 専門医
		日本婦人科腫瘍学会	
		日本生殖医学会	生殖医療専門医
		日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
		日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
		日本医学放射線学会	
		日本医学放射線学会	放射線診断専門医
		日本手外科学会	手外科専門医
		日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
		日本脊椎脊髄病学会	
		日本集中治療医学会	集中治療専門医

【その他の事項】

- 指定医については、氏名や主として勤務する医療機関名等を鳥取県ホームページに掲載します。
- 難病法に係る各種のお知らせや申請書様式をホームページに掲載しています。申請書が不足する場合はダウンロードしてください。

【ホームページ URL : <http://www.pref.tottori.lg.jp/219276.htm>】

※上記 URL に直接アクセスいただくか、鳥取県ホームページ（トップ）右上の検索バーから“難病対策”と検索してください。

難病患者の方が、生活に身近な地域で医療を受けることができるよう、指定医申請に御協力ください

【問い合わせ先】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課
がん・生活習慣病対策室

電話：0857-26-7194

FAX：0857-26-8143

